

## 「西宮生活ガイドブック」協働発行事業にかかる企画提案募集要領

### 1. 趣旨

主に転入者に向けて西宮市（以下、市という）の地域ごとの自然や伝統・文化などの市の魅力情報、市の事業やこれまでのあゆみ、生活するにあたり最低限度必要な行政手続きや問合せ先などの行政情報を掲載した冊子「西宮生活ガイドブック」（以下、生活ガイドブックという）を発行するにあたり、分かりやすく楽しく読めるよう工夫が凝らされた内容とするため、企画提案を通じて豊富な経験や知識、優れた技術を有する民間事業者を協働発行事業者として選定する。

### 2. 企画提案内容について

- (1) 市が提示する『西宮生活ガイドブック』協働発行事業にかかる実施要領』及び、『西宮生活ガイドブック』協働発行事業にかかる仕様書』（以下、仕様書という）に沿い、発行に関し必要な事項を提案する。
- (2) 前項以外に、市にとって有益と思われる提案を1つ以上行うこと。

### 3. 企画提案書等の提出

- (1) 提案内容 本市の仕様書の要件を全て満たしたものであること
- (2) 提出書類 別記「企画提案書等提出書類一覧」を参照のこと
- (3) 提出方法 後述「9. 提出先」に一括して提出する。郵送でも持参でも可
- (4) 提出期限 **令和5年(2023年)5月12日(金)午後5時(時間厳守)**  
**※郵送の場合は同日必着**

### 4. 質疑

- (1) 企画提案の作成にあたり質疑がある場合は、令和5年(2023年)4月17日(月)午後5時までに質問書を後述「9. 提出先」へ持参、F a xまたはメールで提出すること。
- (2) 回答は、全参加者に書面送付するほか、市ホームページで公表する。

### 5. 企画提案内容の選考審査

選考審査は、「西宮生活ガイドブック企画提案選定委員会」（以下、選定委員会）において行う。ただし、審査への参加は「3. 企画提案書等の提出」を満たした者のみとする。

#### (1) 審査方法

- ①選定委員会は、参加する民間事業者から企画提案書及び生活ガイドブック製作見本の説明（プレゼンテーション）を受け、審査を行う。
- ②審査は、後述の「(5) 審査項目」に従い、選定委員会にて採点方式により評価する。
- ③審査の結果、評価得点が基準を満たしている者のうち、最高得点を獲得した者を協働発行事業者として選定する。ただし、最高得点獲得者が複数あった場合は、選定委員会で協議し選定する。

④企画提案書の提出が1者のみの場合も、選定委員会は開催し、提案内容を評価する。

(2) 審査日時 **令和5年(2023年)5月22日(月)午後** ※審査開始時間は後日連絡

(3) 説明時間 1者につき25分(説明時間15分、質疑時間10分)

※参加者は、社名を推定できるような表現は用いず、企画提案書の記述  
必須項目に沿って説明をすること。

(4) 開催場所 西宮市役所 本庁舎4階 442会議室

(5) 審査項目

審査項目	①推進体制及び工程	②業務実績	③企画提案内容	④総合評価
採点割合	10/45	10/45	20/45	5/45

<選考のポイント>

①推進体制及び工程

適正な人員配置で、市の指示に柔軟な対応が可能か、緊急連絡先の確保が可能か

②業務実績

官民協働による協働発行事業実績の有無、広告募集実績の有無

③企画提案内容

見やすく分かりやすい工夫が施されているか、仕様書外の独自提案が市にとって有益か

④総合評価

企画実現に向けた確実性、冊子全体が転入者にとって分かりやすく楽しく読めるか

## 6. 審査結果の通知等

各者の審査結果は、選定審査に参加した全業者に文書通知する。

## 7. その他

(1) 応募のため提出された書類は、返却しない。

(2) 企画提案の応募にかかる費用については、応募者の負担とし、市はいかなる費用も負担しない。

(3) 応募された企画提案にかかる審査内容に関する質問には、一切応じない。

(4) 市は、協働発行事業者と協議のうえ、企画提案の内容について変更することがある。

8. 提出先 〒662-8567 兵庫県西宮市六湛寺町10番3号

西宮市役所本庁舎4階広報課

(メール) [kouhou@nishi.or.jp](mailto:kouhou@nishi.or.jp)

(Fax) 0798-35-3449 ※企画提案にかかる質疑のみ受付

9. 問合せ先 西宮市役所広報課 市川(いちかわ) (直通電話) 0798-35-3487

付 則

この要領は、令和5年(2023年)4月11日から施行する。

## 企画提案書等提出書類一覧

<p>(1) 企画提案審査参加申込書（別紙様式1）</p>	1部
<p>(2) 会社概要等（会社の業務内容等がわかるもの） 社名を明記し、会社概要、経歴、担当スタッフ数を記載すること。</p>	1部
<p>(3) 西宮生活ガイドブック製作見本 次の事項について、それぞれ AB 判、かつ片面 1 ページで具体的なレイアウトを作成すること。</p> <p>①表紙 転入者が読みたくなる、住むことになってよかったと思える表現にすること</p> <p>②市の魅力情報 市の魅力について数字を用いて表現すること</p> <p>③行政情報 別記「西宮生活ガイドブック製作見本にかかる参照資料」を用い、見やすく分かりやすい表現にすること</p>	10部
<p>(4) 企画提案書 次の事項は、記述必須のこと。</p> <p>①協働発行事業に対する考え方</p> <p>②掲載内容（市の魅力情報、行政情報など）の構成・内容、見せ方 ※過去に発行した同事業のサンプルなど</p> <p>③過去における同様・同種業務等の実績</p> <p>④自治体の魅力を発信する情報誌の発行実績</p> <p>⑤発行事業にかかる人員数や人員配置などの実施体制</p> <p>⑥広告収集に関する実績</p> <p>⑦刷り色、規格、組版、製本、紙質、ページ数など</p> <p>⑧広告募集の方法と体制（掲載広告の募集及び内容審査の方法、実施体制など）</p> <p>⑨発行までのスケジュール</p> <p>⑩本事業の収支計画表（内訳含む）</p> <p>⑪市にとって有益な独自提案及びPR資料</p> <p>注）・10部のうち1部については、表紙に会社名を明記すること。 ・内容には、社名を推定できるような記述をしないこと。</p>	10部
<p>(5) 納税証明書の<b>写し</b>（発行3ヵ月以内のもの） ※令和5年度西宮市指名競争入札参加資格者名簿に登録されていない者が応募する場合に限る ※未納税額のない証明書、税務署に請求。法人税（個人企業にあつては所得税）、消費税及び地方消費税がわかるもの</p>	1部
<p>(6) 市税に滞納がないことの証明書の<b>写し</b>（発行3ヵ月以内のもの） ※西宮市内の業者かつ令和5年度西宮市指名競争入札参加資格者名簿に登録されていない者が応募する場合に限る</p>	1部

## 西宮生活ガイドブック製作見本にかかる参照資料

戸籍の届出 (問) 市民課 0798-35-3128

### 1. 受付窓口・受付時間

(1) 市役所開庁時間内 (平日 9:00~17:30)

本庁舎 (市民課)、支所、アクタ西宮ステーション、市民サービスセンター

(2) 市役所開庁時間外 (土・日・祝日・平日時間外)

①本庁舎地下1階衛士室 年末年始も受け付けています

②アクタ西宮ステーション 土・日・祝日 9:00~19:00、平日 17:30~19:30

### 2. 本人確認できるもの

届出には本人確認できるものが必要です。種類によって提示数が変わります。

(1) 1点提示

運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、マイナンバーカード (個人番号カード)、住民基本台帳カード (顔写真付)、国又は地方公共団体が発行した身分証明書 (顔写真付)

(2) 2点提示

健康保険証、年金手帳など ※2点提示の場合は事前にお問い合わせください

### 3. 戸籍の届出一覧

(1) 出生届

①届出期間

出生日を含め14日以内 ※外国で出生した場合は3カ月以内にその国の日本領事館か本籍地へ郵送

②届出ができる場所

本籍地、届出人 (子の父または母) の所在地、出生地

③必要なもの

- ・出生届書 (医師か助産師の証明のあるもの)、
- ・母子健康手帳

※父母がともに外国籍の場合は国籍証明書

(2) 婚姻届

①届出期間

随時 ※届出日が婚姻成立日になります

②届出ができる場所

本籍地、届出人 (夫婦) の所在地

③必要なもの

- ・婚姻届書 (証人2名の署名等が必要)
- ・本人確認書類

※本籍が市外の方は戸籍謄抄本（戸籍全部・個人事項証明書）1通

### （3）離婚届

#### ①届出期間

随時（協議による）

#### ②届出ができる場所

本籍地、届出人（夫婦）の所在地

#### ③必要なもの

- ・離婚届書（証人2名の署名等が必要）
- ・本人確認書類

※本籍が市外の方は戸籍謄抄本（戸籍全部・個人事項証明書）1通

### （4）死亡届

#### ①届出期間

死亡を知った日から7日以内 ※外国で死亡した場合は3カ月以内

#### ②届出ができる場所

死亡者の本籍地、死亡地、届出人の所在地

#### ③必要なもの

- ・死亡届書（医師による診断または検案のあるもの）
- ・後見人・補佐人等が届出人の場合はその証明書

### （5）転籍届

#### ①届出期間

随時

#### ②届出ができる場所

本籍地、新本籍地、届出人の所在地

#### ③必要なもの

- ・転籍届書
- ・戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）1通

※戸籍の届出によって氏名が変わった方は、マイナンバーカード（個人番号カード）や住民基本台帳カードの券面の記載内容を変更する手続きをしてください

## 4. その他の届出

以下の手続きについては市民課までお問い合わせください。

養子縁組、養子離縁、認知、入籍、分籍、帰化、氏の変更、名の変更、不受理申出、外国籍の方の届出、外国で成立した場合の届出等